

九州南西海域における工作船事件の概要

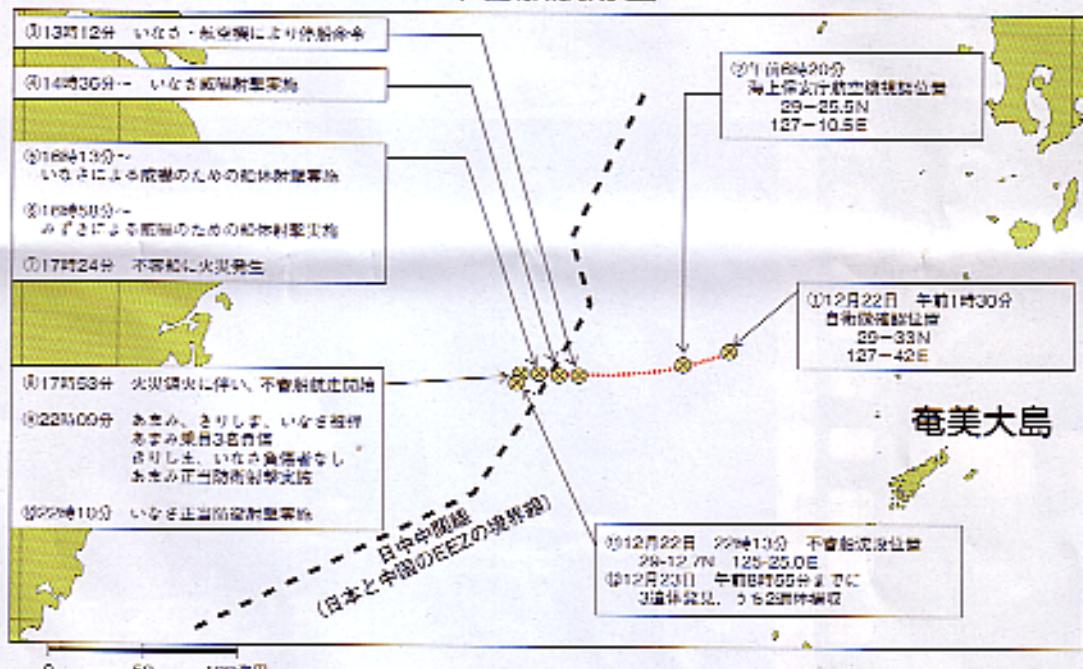
平成13年12月22日、海上保安庁は九州南西海域における不審船情報を防衛庁から入手し、直ちに巡視船・航空機を急行させ同船を捕捉すべく追尾を開始しました。同船は巡視船・航空機による度重なる停船命令を無視し、ジグザク航行をするなどして逃走を続けたため、射撃警告の後、20ミリ機関砲による上空・海面への威嚇射撃及び威嚇のための船体射撃を行いました。しかしながら、同船は、引き続き逃走し、巡視船に対し自動小銃、ロケットランチャーによる攻撃を行ったため、巡視船による正当防衛射撃を実施し、その後同船は自爆用爆発物によるものと思われる爆発を起こして沈没しました。その際、巡視船「あまみ」乗組の海上保安官3名が、約7～10日間の入院・加療を要する傷害を負いました。

海上保安庁では、事件発生後まもなく、第十管区海上保安本部（所在地：鹿児島県鹿児島市）及び鹿児島海上保安部に捜査本部を設置し、事件の全容解明に向けた捜査を開始しました。

その後、水深90メートルの海底から引き揚げた工作船のほか、合計1,032点に及ぶ証拠物を回収し、同船の乗組員10名を海上保安官に対する殺人未遂罪等の容疑で書類送検しました（不起訴処分確定済み）。

捜査の過程で、同船が北朝鮮の工作船であったこと、薬物の密輸入に関与していた疑いが濃いこと等が判明しました。

不審船航跡図



平成13年12月22日	工作船事件発生、工作船沈没
平成14年2月25日～ 3月1日	無人潜水調査
5月1日～8日	有人潜水調査
6月21日	船体引揚げが政府決定、閣議で予備費の使用を決定
6月25日	船体引揚げ作業着手
9月11日	船体引揚げ
9月17日	（日朝首脳会談において金正日委員長が不審船事案について北朝鮮の関与を認める発言）
10月6日	船体陸揚げ（鹿児島）
平成15年3月14日	工作船乗組員10名を海上保安官に対する殺人未遂罪等の容疑で書類送検（不起訴処分確定済み）
平成15年5月17日～18日	工作船船体、武器類等を鹿児島において一般公開
平成15年5月31日～	工作船船体、武器類等を東京お台場の船の科学館において一般公開
平成16年2月15日	
平成16年12月10日～	工作船船体、武器類等を横浜の海上保安資料館横浜館において一般公開

工作船事件はどのように起きたのか？

平成13年12月22日、事件当日



0620 発見・追跡



工作船と追跡する巡視船いなさ

平成13年12月22日午前一時一〇分、海上保安庁は、九州南西海域で一隻の不審な船が航行中の情報を防衛庁から入手し、直ちに巡視船・航空機を現場に急行させるとともに、特殊警備隊にも出動を指示しました。同日早朝の午前六時二〇分、海上保安庁の航空機が、国籍不明の漁船型の不審な船舶を確認し追尾を開始。正午過ぎには巡視船「いなさ」が現場に到着し、追尾を開始しました。

現場から、漁船タイプの船型なのに突然から煙が出でておらず、船尾に爆音聞きの屏状のものが認められることなど、不審な状況が報告され、工作船である可能性が濃厚であると判断されました。



1312 停船命令・威嚇射撃



1613 船体への威嚇射撃



船体への威嚇射撃を捉えた赤外線映像



2209 工作船からの攻撃、自沈



被弾する巡視船



被弾した巡視船の船橋

工作船が、上空及び海面への威嚇射撃によつても停船しなかつたことから、午後四時一三分、巡視船いなさにより威嚇のための船体射撃を開始しました。この船体への威嚇射撃は、人に危険を与えてはならないため、射撃警告で具体的に射撃場所を伝え、射撃目標は船首や船尾端など、通常人がいるところとし、待避可能なように相当の時間をおいた後に射撃を実施しました。

逃走中の工作船乗組員は、中国国旗のような赤い旗を振りかざすなど中国船に偽装したり、また、海面へ証拠物と思われる物件を投棄しました。

この工作船の攻撃により、巡視船あまみの乗組員三名が負傷し、船橋内のレーダーなどの機器も破壊されました。

午後十時九分、工作船からの攻撃に対し、巡視船あまみ、いなさが、直ちに、正当防衛射撃を行いました。三分としないうちに、工作船は自爆と思われる爆発を起こし、急速に沈没しました。



被弾した巡視船の船内



不審船への接近状況